

天草市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表

令和6年6月

- 1 訪問型自立支援サービス(訪問型サービス(独自)サービスコード表
- 2 通所型自立支援サービス(通所型サービス(独自)サービスコード表
- 3 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

■訪問型自立支援サービス(訪問型サービス(独自))サービスコード表

…黄色の網掛けはR6.6.1から変更
…水色の網掛けはR6.6.1から新設
…灰色の網掛けはR6.5.31で廃止

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176 単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39 単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合	2,349 単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		日割の場合	77 単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727 単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合	123 単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21		(2)生活援助が中心である場合	287 単位	287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22		(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179 単位	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163 単位	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者90人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が1/100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245 /1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224 /1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182 /1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145 /1000 加算		
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 221 /1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 208 /1000 加算			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 200 /1000 加算			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 187 /1000 加算			
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 184 /1000 加算			
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 163 /1000 加算			
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 163 /1000 加算			
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 158 /1000 加算			
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 142 /1000 加算			
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 139 /1000 加算			
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 121 /1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 118 /1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 100 /1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 76 /1000 加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63 /1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42 /1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24 /1000 加算		

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまでの独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■通所型自立支援サービス(通所型サービス(独自)サービスコード表

…黄色の網掛けはR6.6.1から変更
…水色の網掛けはR6.6.1から新設
…灰色の網掛けはR6.5.31で廃止

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,798 1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割	回数を決める場合	要支援2	59 単位	59 1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12			3,621 単位	3,621 1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割			119 単位	119 1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436 1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447 1回につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数	事業対象者・要支援1	18 単位減算 -18 1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		要支援2	1 単位減算 -1 1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			36 単位減算 -36 1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算 -1 1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算 -4 1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算 -4 1回につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数	事業対象者・要支援1	18 単位減算 -18 1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1 単位減算 -1 1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36 単位減算 -36 1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1 単位減算 -1 1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算 -4 1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算 -4 1回につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算	1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数	事業対象者・要支援1	376 単位減算 -376 1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752 単位減算 -752 1回につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			94 単位減算 -94 1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算 -47 片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100 1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240 1月につき
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50 1月につき
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200 1月につき
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150 1月につき
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160 1月につき
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480 1月につき
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88 単位加算	88 1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	176 単位加算	176 1月につき
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	72 単位加算	72 1月につき
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅳ		(4)サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	144 単位加算	144 1月につき
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅴ		(5)サービス提供体制強化加算(Ⅴ)	24 単位加算	24 1月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅵ		(6)サービス提供体制強化加算(Ⅵ)	48 単位加算	48 1月につき
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100 1月につき
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200 1月につき
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20 1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5 1回につき
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40 1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヅ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92 /1000 加算	92 /1000 加算
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90 /1000 加算	90 /1000 加算
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80 /1000 加算	80 /1000 加算
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64 /1000 加算	64 /1000 加算
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位数の 81 /1000 加算	81 /1000 加算
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅵ			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位数の 76 /1000 加算	76 /1000 加算
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅶ			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位数の 79 /1000 加算	79 /1000 加算
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅷ			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位数の 74 /1000 加算	74 /1000 加算
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅸ			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) 所定単位数の 65 /1000 加算	65 /1000 加算
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅹ			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) 所定単位数の 63 /1000 加算	63 /1000 加算
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅺ			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) 所定単位数の 56 /1000 加算	56 /1000 加算
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅻ			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) 所定単位数の 69 /1000 加算	69 /1000 加算
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅼ			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) 所定単位数の 54 /1000 加算	54 /1000 加算
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅽ			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) 所定単位数の 45 /1000 加算	45 /1000 加算
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅾ			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) 所定単位数の 53 /1000 加算	53 /1000 加算
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅿ			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) 所定単位数の 44 /1000 加算	44 /1000 加算
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算ⅰ			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) 所定単位数の 43 /1000 加算	43 /1000 加算
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算ⅱ			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 所定単位数の 33 /1000 加算	33 /1000 加算
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12 /1000 加算	12 /1000 加算
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10 /1000 加算	10 /1000 加算
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11 /1000 加算	11 /1000 加算

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259 1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超	回数を決める場合	要支援2	59 単位	41 1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超			3,621 単位	2,535 1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位	83 1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305 1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313 1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数	事業対象者・要支援1	1,798 単位	1,259 1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠	回数を決める場合	要支援2	59 単位	41 1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠			3,621 単位	2,535 1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位	83 1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	305 1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	313 1回につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

■ 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

- ・・・黄色の網掛けはR6.6.1から変更
- ・・・水色の網掛けはR6.6.1から新設
- ・・・灰色の網掛けはR6.5.31で廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5	442 単位	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメント 虐待未・業継未		虐待防止措置未実施減算・業務継続計画未策定減算	434 単位	
AF	2113	介護予防ケアマネジメント 虐待未		虐待防止措置未実施減算	438 単位	
AF	2114	介護予防ケアマネジメント 業継未		業務継続計画未策定減算	438 単位	
AF	4001	介護予防ケア初回加算			300 単位加算	
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ロ 初回加算		300 単位加算	
			ハ 委託連携加算		300 単位加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。